(仮称)川西市個人情報の保護に関する法律施行条例(素案)について

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の改正を受け、「(仮称)川西市 個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「法施行条例」という。)」の制定等を行い ます。

1 法施行条例の制定理由

国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の 両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、法が改正されることになりました。 改正後の法では、個人情報の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一 化されるなど、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体 系が抜本的に見直されています。

これまで条例の規定に基づいて個人情報を取り扱ってきた地方公共団体は、令和5年4月以降、法や国のガイドライン等に基づいて、個人情報の収集・利用・提供等を行うこととなりますが、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体が条例で定めることができるため、本市においては開示請求に係る手数料、条例の運用状況などを法施行条例で定めることとします。

2 法施行条例に規定する内容

(1) 写しの交付に係る手数料

情報公開制度や行政不服審査制度における写しの交付に要する費用との均衡のほか、 類似業務に係る手数料、近隣他市の状況を勘案し、写しの交付に係る手数料について検 討いたします。

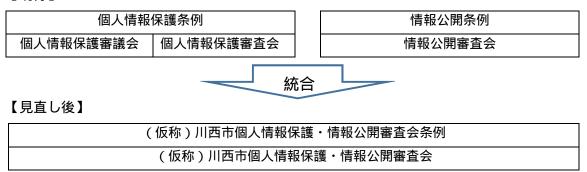
(2) 運用状況の公表

現行条例においては、開示等請求の件数及び開示状況など現行条例の運用状況を毎年 公表することが定められていますが、法においては、公表する義務は定められていませ ん。この点、個人情報保護事業における本市の主体的な公表体制を確保することは、個 人情報保護制度の適正な運営に資すると考えられることから、引き続き運用状況を公表 することとします。 3 個人情報保護審議会、個人情報保護審査会、情報公開審査会の統合

次に掲げる理由から、法の改正に合わせて、川西市情報公開条例を一部改正し、川西市個人情報保護審議会、川西市個人情報保護審査会及び川西市情報公開審査会の担任事務を合わせて所掌する新たな附属機関を設置することとします。

- (1) 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため「専門的な知見に基づく意見」を聴くことが「特に必要である」場合に限って、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されなくなること。
- (2) 開示等請求に係る決定に対する審査請求を審査する機関(川西市個人情報保護審査会)は、法において「行政不服審査法第81条第1項の機関」として設置することが 定められたこと。
- (3) 個人情報保護制度と情報公開制度は「両輪」であり、両制度に係る諮問事項は同一の附属機関において担任することが望ましいこと。

【現行】

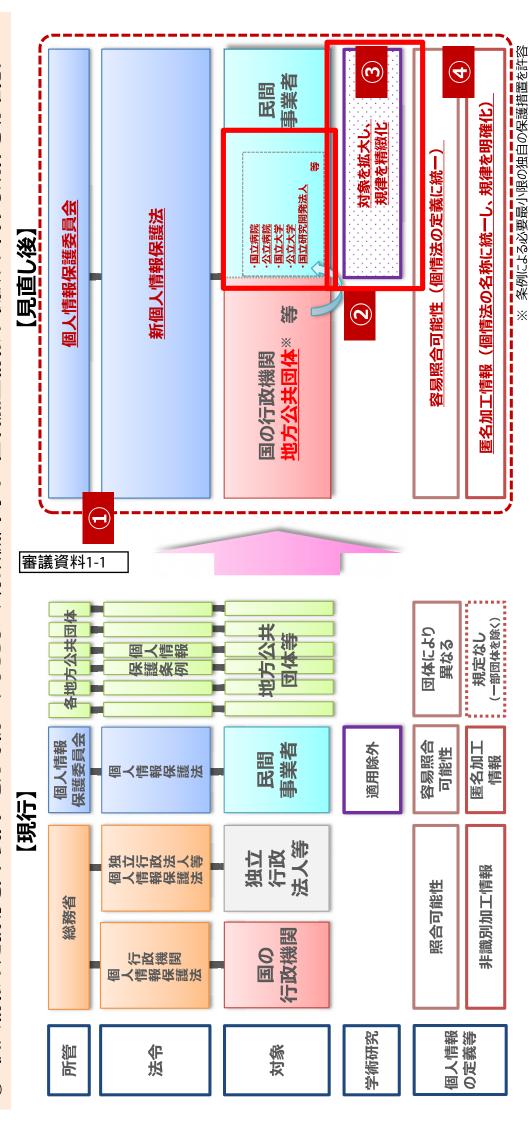


4 今後のスケジュール(予定)

- (1) 9月1日 川西市個人情報保護審議会委員委嘱(令和5年3月31日まで半年延長)
- (2) 9月下旬 第68回川西市個人情報保護審議会(法施行条例に係る審議)
- (3) 11 月上旬 法施行条例に係る答申
- (4) 12 月上旬 法施行条例に係る議案上程
- (5) 4月1日 法施行条例施行

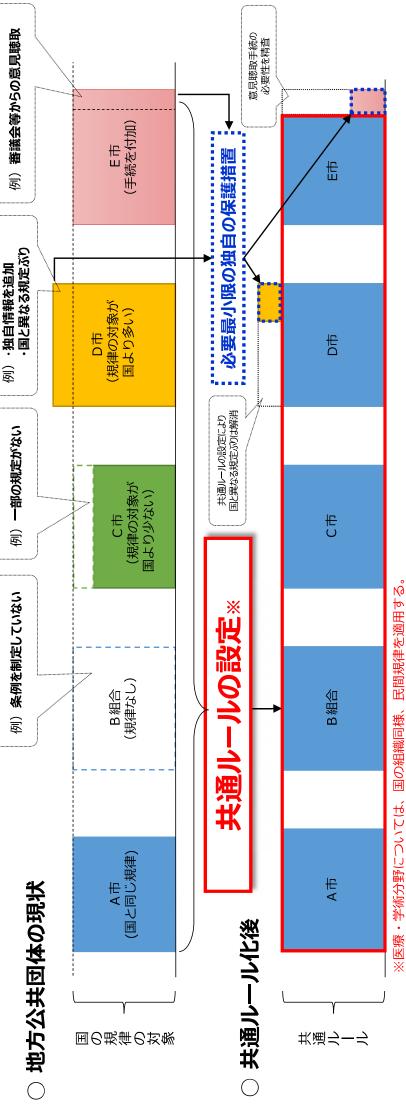
個人情報保護制度見直しの全体像

- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するととも ┌、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人 情報保護委員会に一元化。
- 医療分野・学術分野の規制を統一するため、 **国公立の病院、 大学等には原則として民間の病院、 大学等と同等の規律を適用**。 (7)
- 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外では なく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。 4



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方(改正の方向性)

その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の 法律の的確な運用を確保するため、 国がガイドライ 個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 保護措置を許容→条例を個人情報保護委員会に届出 ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定 こ限り審議会等からの意見聴取手続を規定 全国的な共通ルールを法律で設定 〈改币の方向社〉 を策定 0 0 0 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」 く地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの> ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT(信頼ある自由なデータ流通) ②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること ①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること 例)・EUにおけるGDPR(一般データ保護規則)十分性認定 等への問題提起がなされている ※ いわゆる[2000個問題] \sim



※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方(改正の概要)

脚侧侧

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
- 団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
- ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。(いわゆる「2000個問題」)
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR(一般データ保護規則)十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言に おけるDFFT (信頼ある自由なデータ流通) など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、 国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用 ※④、⑤に係る部分は除く

2 定義の一元化

・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用例:容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報等

③個人情報の取扱い

・個人/情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用例:保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様(1.000人以 F等)とする
- ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤自己/情報の開示、訂正及び利用停止の請求

・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

6 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度(定期的な提案募集)について、国と同じ規律
 - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、 他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関 し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
 - ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
 - 例:個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合等

® 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- 地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定例: 手数料、処理期間
- 国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等 こついて必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出